

令和8年度

松之郷地区公共下水道接続工事

特別仕様書

東金市 都市建設部 下水対策課

第 1 章 総 則

（適用）

第 1 条 本工事における仕様書は、千葉県農業農村整備事業土木工事共通仕様書（令和 3 年 1 月一部改訂）、以下「共通仕様書」という。）を準用するものとし、施工にあたっての一般事項は共通仕様書による。

2. この特別仕様書は、共通仕様書という特別仕様書で、本工事の施工に適用する。

（施工体制）

第 2 条 施工体制についての一般的事項は千葉県建設工事適正化指導要綱によるものとし、受注者は、次の各号について施工計画書に記載しなければならない。

（１）施工体系図

（２）その他監督職員が必要と認めた施工体制に係わる事項

（段階確認）

第 3 条 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに、監督職員と協議の上、下表の工種の施工段階において、確認・立会依頼書により監督職員の**確認**を受けなければならない。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
管渠布設工	砂基礎	砂基礎完了時（幅、厚み、高さ）
管渠布設工	管布設	管布設完了時（中心線、管基準高）
マンホール築造工	マンホール設置	マンホール設置完了時（基準高、人孔天端高）
巻立てコンクリート工	巻立てコンクリート	コンクリート打設完了時後（幅、厚み、高さ）
水管橋設置工	水管橋設置	水管橋設置完了時（延長）
舗装仮復旧工	舗装仮復旧 （場内・市道部）	上・下路盤（路盤完了時）
舗装本復旧工	舗装本復旧 （場内・市道部）	上・下路盤（路盤完了時）
農道部舗装	路盤本復旧 （農道部）	路盤（路盤完了時）

（施工管理・規格値）

第 4 条 この工事の施工管理は、千葉県農業農村整備事業工事施工管理基準（平成 2 9 年 1 月改訂）を準用し行わなければならない。

2. 工事写真の作成については、カラー写真で作成し、同施工管理基準を準用し行わなければならない。

(工事現場管理)

第5条 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込まさないこと。
- (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まさないこと。
- (3) 過積載車、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導する。

(建設副産物実態調査等)

第6条 建設副産物実態調査についての共通事項は次の各号に示すものとする。

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書を含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成するものとする。

ア 作成対象工事

受注金額1,000千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 本工事により発生する路盤材、アスファルト廃材、コンクリート廃材並びに路盤廃材は、東金市小野地先、片道運搬距離6.9kmに運搬し、処理するものとする。

3 本工事により発生するアスファルト舗装版切断時排水は、山武郡横芝光町寺方

地先、片道運搬距離16.4kmに運搬し、処理するものとする。

- 4 本工事により発生する建設発生土は、成田市津富浦地先、片道運搬距離38.2kmの
に運搬し、処理するものとする。
- 5 本工事により発生する建設汚泥は、富里市七栄地先、片道運搬距離27.3kmの
に運搬し、処理するものとする。
- 6 上記によりがたい場合は監督職員と協議すること。

(建設リサイクル法)

第7条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置は次のとおりとする。

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し監督職員に報告することとする。

- ア 再資源化等が完了した年月日
- イ 再資源化などした施設名称及び所在地
- ウ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

- 2 受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対して対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
- (2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- (3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

(補償)

第8条 工事用地内及び外に関する故意または不注意により公有物及び私有物等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償しなければならない。

(安全・訓練等の実施)

第9条 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底

- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

(安全・訓練等の実施状況報告)

第10条 当該工事に関わる安全教育及び安全訓練等の具体的な内容を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。なお、安全訓練等の実施状況資料の提出は不要とし、監督職員の請求があった場合には提示すること。

(環境対策)

第11条 本工事の施工にあたっては、東金市環境保全条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の規定を遵守すると共に、条例に定める区域内で特定建設作業を実施する場合には、必要な届け出を当該作業開始の7日前までに行うものとする。

(震災対策)

第12条 地震予知情報等が発令された場合は、ただちに工事を中断しその情報に応じた適切な保安処置を講ずるものとする。

(創意工夫・社会性等に関する実施状況について)

第13条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(工期)

第14条 工期は雨天、休日等を見込み、令和9年3月12日限りとする。但し、休日等には日曜、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。

2. 受注者は、施工管理上やむを得ず官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に監督職員に報告しなければならない。

3. 週休2日制の対象工事ではないため、現場閉所に伴う設計変更は行わない。

第2章 材 料

(材料の見本又は資料、試験及び検査)

第15条 工事材料において、監督職員が施工計画書及び品質証明書提出時に指示した材料は見本を提出し、検査を行うものとする。

2. その他の工事材料においては材料承認願いをもって行われるものとする。

第3章 一 般 施 工

（現地確認）

第16条 工事着手前に現況地盤高、延長及び既設管渠の管底高等を測定し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

2. 本工事は既設管渠へ接続するため、施工にあたっては高さ確認等十分注意すること。

（土工）

第17条 掘削機械で土留材の吊り込み等を行う場合は、労働安全衛生規則第164条の規定を遵守し施工しなければならない。

2. 受注者は、埋戻しの際には、管の周囲に石塊・じんあい・その他有機物を埋め込んで서는ならない。

3. 埋戻しの土砂は、管上30cmの範囲にあつては、管渠に衝撃を与えないように注意しながら人力または機械で砂を投入し、両側へ均等に偏荷重をかけないようにランマー等で十分締め固めるように施工しなければならない。また、管上30cmを超える部分にあつては、良質な発生土砂を使用し、ランマー等により仕上がり厚20cm以内で入念に施工しなければならない。

（埋設表示シート）

第18条 設置位置及びシートの材質及び構造は東金市埋設標識シート設置基準（平成13年4月制定）によるものとする。

（掘削復旧）

第19条 管路布設のための掘削施工は、仮舗装も含め日々復旧を原則とする。

第4章 そ の 他

（創意工夫・社会性等に関する実施状況について）

第20条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

（仮設工）

第21条 道路での施工機械搬入及び作業の際は、敷き鉄板等により養生し、農地に石等の資材及びごみが混入しないよう注意し施工すること。

（ダンプトラック等における過積載の防止について）

第22条 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2. 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

3. さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

4. 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし柢装着車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（排出ガス対策型建設機械について）

第23条 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）で示す排出ガス対策型建設機械の使用に努めるものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合でも、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の装着黒煙浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用した場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは装着黒煙浄化装置を装着した建設機械を使用する場合現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

また、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

（要望・苦情に対する対応）

第24条 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

（法定外の労災保険の付保）

第25条 本工事において、受注者は法定外の労災保険を付さなければならない。

（付則）

第26条 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書を含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を用いて登録・作成するものとする。

◎作成対象工事

受注金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 1 部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入れ伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する特記仕様書

１．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- （１）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

- （２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した、「建設リサイクルガイドラインに定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用するものとする。

２．受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項

- （１）建設リサイクル法第１２条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

- （２）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

- （３）書面は施工計画書に添付するものとする。

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 松之郷地区公共下水道接続工事

工 事 箇 所 東金市 松之郷 地先

東金市 都市建設部 下水対策課

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・余裕を持った工程計画を立案すること。
用 地 関 係	・特になし
公 害 対 策 関 係	・工事に伴う振動、騒音、水質汚濁、地盤沈下、塵埃等による災害を及ぼさないよう十分注意すること。 ・施工機械は、低騒音型機械を使用すること。
安 全 対 策 関 係	・工事期間中は、安全対策に十分配慮すること。 ・通行車輛等を規制する場合は、看板及び安全施設を設置し、安全に施工すること。 ・誘導については怠りの無いようにすること。
工事用道路関係	・工事用道路として使用した土地は、工事完了時に原形復旧すること。
仮 設 備 関 係	・現地の状況を十分に把握し、安全性の検討を行い、工事施工上については、受注者の責任において実施すること。
残土、産業廃棄物関係	・第6条のとおり
工事支障物件等	・施工に際しては、架線、埋設物等の調査を十分に行い、損傷を与えないようにすること。
排水工（濁水処理を含む）関係	・特になし
そ の 他	・変更を要する事項及び設計図書などに記載無き事項等、疑義が生じた場合は別途協議すること。 ・本施工条件で確認できない事項は監督職員に問い合わせること。 ・建設工事公衆災害防止対策要領を熟慮すること。 ・農業車両の通行に妨げにならないよう注意すること。